

改正派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日の【改正労働派遣法】の施行により、派遣事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

- | | | |
|---------------------------|----------|-------------|
| 1. 2024年6月1日付 派遣労働者の数 | 31 人 | |
| 2. 2024年度 派遣先の数 | 11 事業所 | |
| 3. 2024年度 労働者派遣に関する料金の平均額 | 14,244 円 | (8時間 全業務平均) |
| 4. 2024年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 10,175 円 | (8時間 全業務平均) |
| 5. マージン率 | 28.6 % | |

$$\left[\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \right]$$

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 6. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結の有無 | 有 |
| 7. 上記労使協定の有効期間 | 2025年3月31日 |
| 8. 上記労使協定の対象となる労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |
| 9. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項 | |

訓練種別	対象となる派遣労働者		訓練費用負担額	賃金支給
	雇用時・派遣中	訓練方法		
新規採用訓練	雇用時	OFF-JT	無償	有給
物流業務従事訓練	派遣中	OFF-JT	無償	有給
コミュニケーション研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

10. キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先 当事業所 0537-36-5652

11. その他参考事項

派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。

（雇用条件によって加入できない場合があります）

また、福利厚生として、有休休暇・産前産後休暇・労災保険等あります。